

三 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録出願、意匠法第三十九条第一項、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第四項の規定による協議の結果の届出

四 特許法第四十三条第七項、意匠法第四十三条第五項及び商標法第七十七条第一項、意匠法第六十八条第一項及び商標法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第二十二条第一項(実用新案法第一条第一項)、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権書類の提出

五 特許法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第二項、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条规定による特許法第二十二条第一項若しくは第十二条の三第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

六 特許法第七十七条第一項の特許料の納付の申出

七 特許法第一百一十二条第一項の割増特許料の納付の申出

八 特許法第一百九十四条第一項(実用新案法第五十五条第一項及び商標法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による物件等の提出

九 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十二条の三第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出

十 特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定による微生の寄託についての受託番号の変更の届出

十一 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出

十二 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出

十三 実用新案法施行規則第二十二条第一項の規定による刊行物等の提出

十四 意匠法第四条第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

十五 意匠法第四十一条第一項の登録料の納付の申出

十六 意匠法第四十四条第一項の登録料の納付の申出

十七 商標法第五条の一第三項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手続補完書の提出

十八 商標法第九条第一項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出

十九 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付の申出

二十 商標法第四十一条の二第一項又は第二項の登録料(第二項にあっては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。)の納付の申出

二十一 商標法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出

二十二 拒絶査定等に対する審判に係る手続(第一号、第二号及び第一十六号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。)

二十三 第一章(第五条の二第二項第五号及び第七条を除く。)の規定による手続

二十四 第十九条第一項の規定による物件の提出

二十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第一項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による手続

二十六 第六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第一十六号において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第二十六号において同じ。)において準用する場合を含む。)の規定による手続

二十七 第六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第一十六号において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第二十六号において同じ。)において準用する場合を含む。)の規定による手続